

共立高等看護学院運営費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、民間病院の看護師確保対策を推進するため、公益社団法人山梨勤労者医療協会が設置する共立高等看護学院の運営について、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、山梨県補助金等交付規則(昭和38年山梨県規則第25号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助金の対象)

第2条 この補助金の対象となる事業は、次のとおりとする。

- (1) 教育の強化
- (2) 教育環境の整備
- (3) 学生の就業促進

(補助金の交付額)

第3条 この補助金は、別表第3欄に定める対象経費の実支出額と、運営に係る総事業費から寄付金その他共立高等看護学院の運営のための財源に充てることができる収入額(山梨県看護師等養成所運営費補助金の交付決定額を含む。)を控除した額と、別表第4欄に定める基準額とを比較して最も少ない額を交付額とする。

(補助金の交付申請)

第4条 この補助金の申請は、規則第4条の規定により補助金の交付申請書(第1号様式)に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

- (1) 補助金所要額調書(第1号様式別紙1)
- (2) 事業計画書(第1号様式別紙2)
- (3) 共立高等看護学院の当該事業年度収入支出予算書
- (4) 共立高等看護学院設置者の当該事業年度予算書
- (5) その他知事が必要と認める書類

2 前項の申請書の提出期限は、知事が別に定める。

(補助事業の内容変更等)

第5条 この補助事業に要する経費の配分若しくは補助事業の内容を変更しようとする場合は、変更承認申請書(第2号様式)を知事に提出し、承認を受けなければならない。ただし、事業目的の達成に支障を来さない内容の細部の変更であって、補助事業の各項目相互間におけるいずれか低い額の20%以内の変更で補助金の増額を伴わないものはこの限りでない。

2 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合は、中止(廃止)承認申請書(第2号様式)を知事に提出し、承認を受けなければならない。

(補助金の交付)

第6条 この補助金の交付は、申請者の請求に基づき精算払とする。ただし、知事が必要と認めるときは、概算払とすることができる。

2 概算払の交付を受けようとするときは、概算払請求書(第3号様式)を知事に提出しなければならない。

(実績報告書)

第7条 この補助金の交付を受けた者は、事業完了の日若しくは、廃止の承認を受けた日から起算して1か月を経過した日又は補助金の交付を決定した年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに、事業実績報告書(第4号様式)に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

- (1) 補助金所要額精算書(第4号様式別紙1)
- (2) 事業実績報告書(第4号様式別紙2)
- (3) 共立高等看護学院の当該事業年度収入支出決算書
- (4) 共立高等看護学院設置者の当該事業年度収入支出決算書
- (5) その他知事が必要と認める書類

(証拠書類等の整備及び保管)

第8条 この補助金の交付を受けた者は、当該経費の収支に関する事項を明らかにした書類及び帳簿を整理し、事業年度終了後5年間保存しなければならない。

(財産処分の制限)

第9条 共立高等看護学院は、補助事業により取得し、又は効用の増加した機械及び器具等(以下「取得財産等」という。)で減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)別表第一から別表第三(以下、「省令別表」という。)に定められているものについては、省令別表で定められた期間を経過するまでは、知事の承認を受けずに、取得財産等を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

- 2 共立高等看護学院は、前項の承認を受けようとする場合は財産処分承認申請書(第5号様式)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。
- 3 知事は、第1項の承認をしようとする場合において、原則として交付した補助金のうち取得財産等を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供したときから財産処分制限期間が経過するまでの期間に相当する分を返還させるものとする。

附則

この要綱は、平成15年4月1日から適用する。

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

この要綱は、平成20年8月29日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

この要綱は、平成26年8月25日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

別表

1 項目	2 内容	3 対象経費	4 基準額
教育強化に係る経費	教員の採用及び部外講師の活用等教育強化に係る経費	<p>人件費 教員給与費(当該教員に係る法定福利費を含む。)部外講師謝金</p> <p>学校経費 旅費交通費、通信運搬費、消耗品費、備品費、研究研修費、図書費</p>	
教育環境整備に係る経費	効果的な教育を行うための教育環境の整備に係る経費	<p>生徒費 教材費、臨床実習費、その他生徒経費</p> <p>学校経費 旅費交通費、通信運搬費、消耗品費、備品費、研究研修費、図書費、光熱水費、環境衛生費、広報費</p>	11,000千円
学生就業促進に係る経費	県内の医療機関における看護師確保を推進するために学生に対する進路指導等の就業促進に係る経費	<p>人件費 教員給与費・職員給与費(当該教職員に係る法定福利費を含む。)</p> <p>生徒費 教材費、福利厚生費、その他生徒経費</p> <p>学校経費 旅費交通費、通信運搬費、消耗品費、備品費、図書費、広報費</p>	